

「りそな銀行退職年金裁判」

東京高裁が不当判決

最高裁に向け支援を

退職年金は退職時に確定したものであり、年金受給者の同意のない年金減額は不当だとして訴えていた「りそな銀行退職年金裁判」の控訴審で、東京高等裁判所は3月25日、控訴を棄却しました。

「りそな銀行退職年金裁判原告団」と「同支援する会」は判決に向けて、全国の諸団体から寄せられた「公正な判決を求める要請書」1,619通を東京高等裁判所に提出しました。年金者組合の支部からも多数の要請書が寄せられました。

原告団は、下記のような声明（要旨）を出し、上告して闘うことを表明しました。

声 明 書（要旨）

1. 東京高等裁判所は本日、退職年金額確認等請求事件に関し、原告の訴えを退け、再び不当な敗訴の判決を下した。本判決は法の適用を誤り、法の精神に背くものであり、強く抗議をすると共に、直ちに上告して闘う。
2. 本件は厚生年金基金の受給者の年金減額をめぐる初めての裁判であるが、高裁が銀行と厚生年金基金の受給権侵害の蛮行を認める一審判決を支持したことは、断じて認めることが出来ない。

もともと、厚生年金保険法にも、厚生年金基金規約にも加算（退職）年金の減額規定はなかった。1997年厚生労働省の年金局長通知により「基金存続のための真にやむを得ない理由がある場合」には、と年金減額に道を開いたが、受給者の年金減額については厳格な要件を課し慎重に対処するよう求めている。銀行と厚生年金基金はこの通知すら無視・軽視し年金減額を強行したものである。

3. 加算（退職）年金受給権は、裁定時（退職時）に「確定した金銭債権」であり、退職後の労働者の生活基盤になっている。加算（退職）年金は生存権（憲法25条）に関わる財産権（憲法29条）であり、裁判所の解釈によって侵されることがあってはならない。
4. 高裁判決は、「受給者の年金減額を容易にせよ」という財界の規制緩和要求に迎合し、受給者の老後保障という厚生年金保険法の精神から逸脱した一審判決を認めたものであり、断じて認めることが出来ない。

昨年7月、東京高等裁判所は「NTT企業年金減額行政裁判」において、「企業年金減額は企業年金の廃止を避け、受給権者の利益のためにとり得る例外的処置」としている。本判決はこの正当な判断を覆す不当なものである

5. 原告団は全国の企業年金受給者と連帯して、年金減額の要件緩和を迫る財界要求を阻止し、企業年金受給権を守るために今後も闘い続けることを表明する。
6. 最後に弁護団と全国の支援者の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、一層のご支援とご協力をお願いするものである。

以上

りそな退職年金裁判については本コーナー②に詳細を掲載しています。

文責 中央執行委員 山本 寛